

家族法制部会第18回会議・議事速報

2022年7月19日、法制審議会・家族法制部会の第18回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、前回及び前々回の会議において、委員・幹事から示された意見に基づき、部会資料16-1及び17-1を修正する形で整理した中間試案のたたき台（部会資料18-1）を中心として、中間試案の取りまとめに向けた調査審議が行われた。

そこでは、部会資料18-1で示されている中間試案の内容は、前回及び前々回の会議における委員等の意見が適切に反映されているとの意見が多く出され、国民に意見募集する対象であることを前提に、同資料に示されている中間試案の大きな方向性については、概ね異論がなかった。

その上で、中間試案の内容をより分かりやすくする観点から、その表現振りの修正意見が示された。例えば、父母の一方が「監護者」と定められた場合の規律については、「監護者」が権利義務を有することとなる「子の監護に関する事項」をより明確に記載した方が、法律知識を十分に有していない国民からもパブリックコメントにおいてその規律の可否についての意見を適切に集約することができるのではないかとの考え方を前提として、「子の監護に関する事項」を説明するに当たっては、単に現行民法の条文番号のみを記載するのではなく、その具体的な内容を記載した方が良いとの意見などが示された。このような修正意見については、中間試案の本文や注における記載を充実させるとともに、事務局（法務省民事局）の責任において作成される予定の「補足説明」において丁寧な説明を尽くすことが重要であるといった意見も示された。

次回の会議では、これまでの議論状況を踏まえた上で、中間試案を取りまとめる予定とされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。